

第4期八雲町障害福祉計画

(平成27年度～29年度)

【概要版】

“人”として豊かに“共に生きる”まち



平成27年3月
八雲町

目次

- 1 計画について・・・2
- 2 基本理念・・・3
- 3 基本的な考え方・・・4
- 4 平成29年度の成果目標・・・5
- 5 サービスの見込み量・・・5
- 6 円滑な推進に向けた方策・・・8

「障害」の表記について

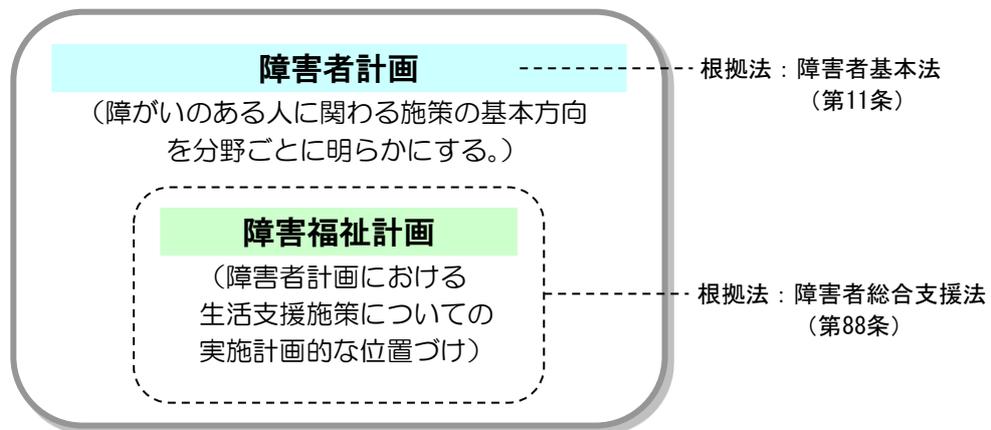
本計画において、本計画の名称と人や人の状況を表す場合は「障害」を「障がい」の表記に変更しました。

ただし、法令や固有名称、組織名、現計画名、事業制度等の固有名称等は従前どおりとします。

1 計画について

(1) 計画の位置付け

「第4期八雲町障害福祉計画」は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、八雲町における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、及び障がいのある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、「障害者計画」の実施計画的な性格を有するものです。



(2) 計画の期間

「第4期八雲町障害福祉計画」の期間は、障害者総合支援法の規定により平成27年度から平成29年度までの3年間となります。

計画の進捗状況については毎年評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

(3) 計画の対象者

この計画における「障がい者」は、障害者基本法第2条に「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と規定されたことを踏まえ、

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障がい者を含む。）
- ・難病患者など、その他心身の機能に障がいがある者で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とします。

なお、社会的障壁とは、「障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を指します。

2 基本理念

「八雲町障害者計画」では「差別や偏見がなくだれもが平等に共に生きるまち」「安全に安心して暮らせるバリアフリーのまち」「社会の一員として自立し成長できるまち」の実現を計画の基本理念に定め、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に障がいのある人の参加を促進するとともに、町民・ボランティア・企業等・地域・行政のそれぞれが主体となって、障がいのある人の自立への意欲を可能な限り支援することで、「人」として豊かに“共に生きる”まち（共生のまちづくり）を進めています。

本計画においても、障害者計画の基本理念を共有し、計画の推進を図ります。

■ 基本理念 ■

差別や偏見がなくだれもが平等に共に生きるまち

安全に安心して暮らせるバリアフリーのまち

社会の一員として自立し成長できるまち

“人”として豊かに“共に生きる”まち



3 基本的な考え方

(1) 相談支援体制のさらなる充実

第4期障害福祉計画の策定に向けた国の基本指針では、計画相談支援や地域移行支援、地域定着支援の実施体制の充実が引き続き求められています。八雲町においても八雲町障害者指定特定相談支援事業所を中心に体制の充実を図ります。

(2) 地域移行の促進と地域生活支援拠点の整備

施設入所者や入院患者の地域移行を進めていく上で、日中・夜間それぞれの生活支援体制を充実し、地域の受け皿づくりをより進めていくことが必要です。

また、新たに「地域生活支援拠点等の整備」が成果目標として加えられました。

今後の北海道からの実施方法や整備方法に関する情報提供を受けながら、圏域で一つを整備することを目指します。

(3) 就労支援体制の強化

第4期障害福祉計画の策定に向けた国の基本指針の成果目標「福祉施設から一般就労への移行促進」については、就労移行支援事業の利用者の増加、利用者中の就労移行率を目標として設定することになりました。

一般就労も含めて、障がいのある人の働く場の確保・拡大を進めていく必要があります。障害者就業・生活支援センター等と力を合わせ、就労支援体制の充実を図ります。

(4) 障がい児支援体制の充実

第3期八雲町障害福祉計画の策定時においては、当時の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により障がい児を対象とするサービスが児童福祉法に基づくサービスへ位置づけが改められました。

第4期障害福祉計画の策定に向けた国の基本指針では、児童福祉法に定めるサービス、障害児相談支援の利用児童数を活動指標とする方向としており、障害福祉計画で再び障がい児支援に関する内容を取り扱うこととなります。

八雲町においても、庁内連携の下に障がい児支援体制について充実・強化を図ります。

(5) PDCAサイクルの導入

障害者総合支援法では、障害福祉計画に掲げた内容、指標等について定期的に調査・分析、評価を行い、必要があると認められるときは期間中であっても計画の変更等を行うこととなりました。

これに伴い、定期的に計画の進捗状況について整理・分析を行った上で、協議会・委員会等において計画変更の必要性について図ることとします。

4 平成 29 年度の成果目標

本計画では、地域生活移行と就労支援について、数値目標を次のように設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

「福祉施設入所者の地域生活移行」について、本町の実情を踏まえて、入所から地域生活に移行した人数の目標を1人、入所者数の削減目標を1人と設定します。

(2) 福祉施設から一般就労への移行目標

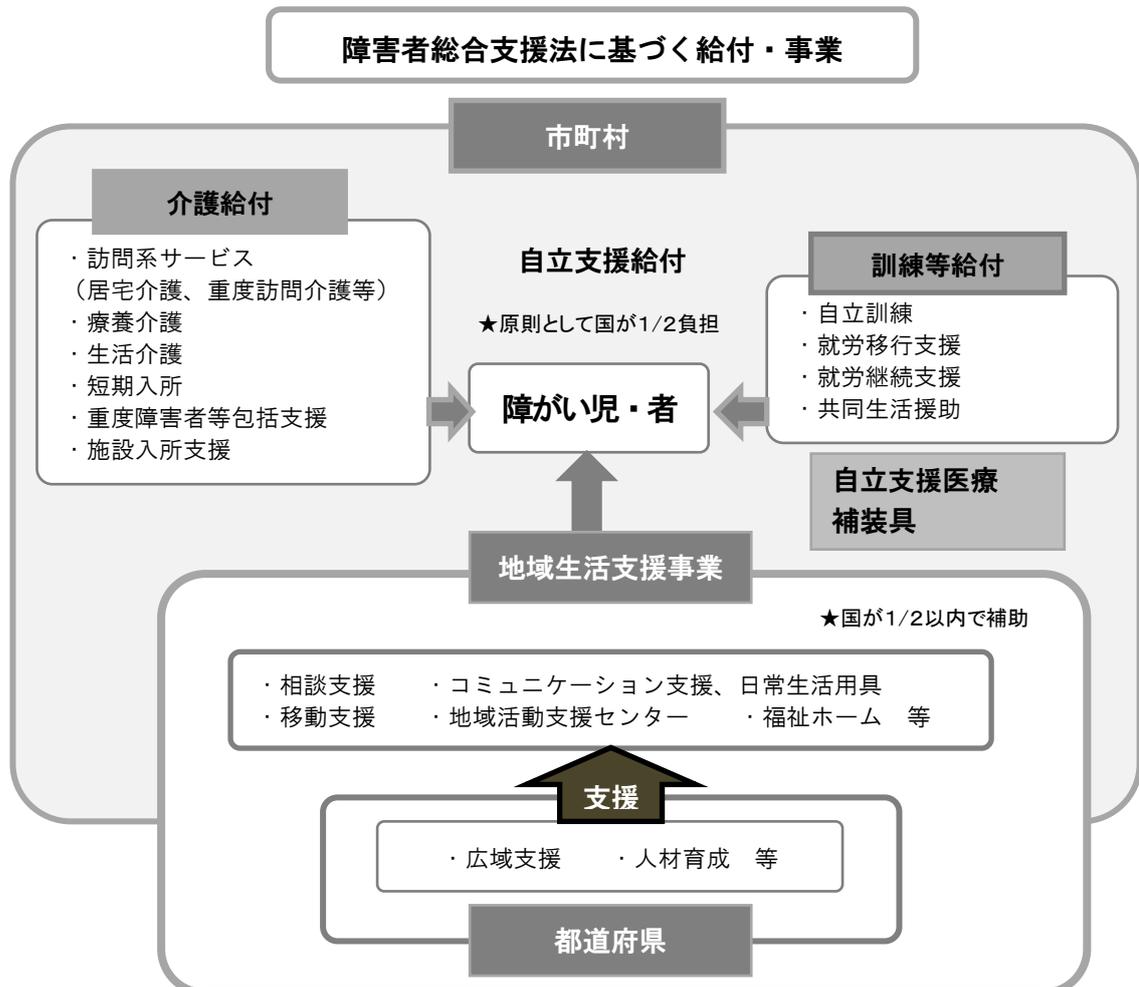
「福祉施設から一般就労への移行」については、平成29年度において、福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する人数を6人と設定します。

また、平成29年度の就労移行支援事業所利用者数を、本町の実情を踏まえて、2人と設定します。

(3) 地域生活支援拠点の整備

今後の北海道からの情報提供を受け、圏域での整備を検討していきます。

5 サービスの見込み量



資料：厚生労働省

(1) 日中活動系サービス

サービス種別		単位	27年度(見込)	28年度(見込)	29年度(見込)
1	療養介護	利用者数(人)	8人	8人	8人
2	生活介護	利用者数(人)	53人	53人	53人
		利用量(人日/月)	1,113人日	1,113人日	1,113人日
3	自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	1人	2人	3人
		利用量(人日/月)	21人日	42人日	63人日
4	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	2人	3人	4人
		利用量(人日/月)	42人日	63人日	84人日
5	宿泊型自立訓練	利用者数(人)	1人	1人	1人
		利用量(人日/月)	30人日	30人日	30人日
6	就労移行支援	利用者数(人)	1人	1人	2人
		利用量(人日/月)	21人日	21人日	42人日
7	就労継続支援(A型)	利用者数(人)	1人	1人	1人
		利用量(人日/月)	21人日	21人日	21人日
8	就労継続支援(B型)	利用者数(人)	53人	58人	63人
		利用量(人日/月)	1,113人日	1,218人日	1,323人日
9	短期入所 (福祉型、医療型)	利用者数(人)	1人	1人	1人
		利用量(人日/月)	7人日	7人日	7人日
合 計		利用者数(人)	121人	128人	136人
		利用量(人日/月)	2,368人日	2,515人日	2,683人日

(2) 居住系サービス

【サービス見込量】

サービス種別		単位	27年度(見込)	28年度(見込)	29年度(見込)
1	共同生活援助	利用者数(人)	39人	44人	49人
2	施設入所支援	利用者数(人)	49人	48人	46人
合 計		利用者数(人)	88人	92人	95人

【整備見込量】

サービス種別	単位	25年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
共同生活援助	定員数(人)	14人	20人	20人	30人

(3) 訪問系サービス

サービス種別	単位	27年度(見込)	28年度(見込)	29年度(見込)
・居宅介護 ・重度訪問介護	利用時間数 (時間/月)	260時間	299時間	338時間

・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	利用者数(人)	20人	23人	26人
-------------------------------	---------	-----	-----	-----

(4) 障がい児通所支援

障がいのある児童への支援について、養護学校等から放課後や夏・冬休みの居場所等、身近な地域での支援体制の整備が求められています。

今後、町内の障害福祉サービス事業所を併設する共生型の事業所が、障がい児の居場所、相談支援等を担う役割を果たすことが期待され、関係機関との支援ネットワーク体制の整備を促進します。

(5) 地域生活支援事業（市町村事業）

区 分	27 年度	28 年度	29 年度
(1)理解促進研修・啓発事業	実施		
(2)自発的活動支援事業	実施		
(3)相談支援事業	1箇所		
(4)成年後見制度利用支援事業	1人	1人	1人
(5)意思疎通支援事業	1人	1人	1人
(6)日常生活用具給付等事業			
① 介護・訓練支援用具	15件	15件	15件
② 自立生活支援用具	5件	5件	5件
③ 在宅療養等支援用具	5件	5件	5件
④ 情報・意思疎通支援用具	5件	5件	5件
⑤ 排泄管理支援用具	300件	325件	350件
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	3件	3件	3件
(7)手話奉仕員養成研修事業	実施		
(8)市民後見人等育成・研修事業	実施		
(9)移動支援事業	5人	5人	5人
	52時間	52時間	52時間
(10)地域活動支援センター	1箇所	1箇所	1箇所
	20人	20人	20人

6 円滑な推進に向けた方策

(1) 適切な障害支援区分認定の実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けることが必要ですが、18歳以上の方については、その前に、

町から「障害支援区分の認定」（区分1～6の6段階）を受ける仕組みになっています。

こうした仕組みについて、町内の障がいのある人や家族等への周知に努めるとともに、調査員や審査会委員等の知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と、障がいのある人のニーズに応じた支給決定に努めていきます。

(2) 低所得者に配慮した応能負担の仕組みづくり

自立支援給付の利用に当たっては、障害者自立支援法の改正により、平成24年4月1日から応能負担が原則であることが明確化されました。

また、地域生活支援事業の各種サービスについては、市町村が裁量的に自己負担額を決めることができます。自立支援給付との整合や、近隣市町との均衡を図りながら、低所得者への配慮した運用を図っていきます。

(3) 地域自立支援協議会等の円滑な運営

障がいのある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、相談支援等を通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。

そのためには、町、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

「八雲町地域自立支援協議会」の運営の活性化を促進するとともに、今後も、福祉関係機関、障がい者関係団体等のほか、広く一般から委員を公募し、町民参加を推進します。

また、現場の実務者中心の「個別支援会議」等において、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援、発達支援等の様々な課題について、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っていきます。

(4) 計画の進行管理・評価

本計画を着実に進行していくため、八雲町地域自立支援協議会において計画の進捗状況について評価を行います。

なお、計画の進捗状況については、評価結果を広く町民に公表し、進行管理の透明性を図ります。

第4期八雲町障害福祉計画	発行年月	: 平成27年3月	住所:	北海道二海郡栄町13-1
【概要版】	発行	: 八雲町		シルバープラザ内
《平成27～29年度》	編集	: 保健福祉課	電話:	0137-64-2111